公布された条例のあらまし

○佐賀県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例（条例第２号）

１　公益信託に関する法律が施行されることに伴い、佐賀県公益認定等審議会において公益信託の認可・監督を行うため、委員の要件を追加することとした。（第２条関係）

２　この条例は、令和８年４月１日から施行することとした。

○佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第３号）

１　警察職員のうちその他の職員の定数を 297 人に、地方公営企業の職員の定数を 11 人に増員することとした。（第２条関係）

２　この条例は、令和８年４月１日から施行することとした。

○佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第４号）

１　条例の目的に、公務の円滑な運営に資するとともに県費の適正な支出を図ることを加えることとした。（第１条関係）

２　旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を私事による滞在地と取り扱わずに旅費を計算できることとした。（第２条及び第９条関係）

３　旅費の種目について、車賃、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料の名称を、それぞれその他の交通費、宿泊費、転居費、着後滞在費及び家族移転費に改めるとともに、食卓料を廃止し、包括宿泊費及び宿泊手当を新設することとした。（第６条関係）

４　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費について、公務のため特に必要とするものである場合は運賃等に付随する費用を支給できることとした。（第 13 条、第 14 条、第 15 条及び第 16 条関係）

５　鉄道賃について、特別急行列車等を利用する場合の距離制限を廃止することとした。（第 13 条関係）

６　その他の交通費について、公務のため特に必要とするものである場合はタクシーの運賃、レンタカーの賃料等を支給できることとした。（第 16 条関係）

７　宿泊費について、旅行中の宿泊に要する費用として、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して知事が定める額（以下「宿泊費基準額」という。）を支給することとした。（第 18 条関係）

８　包括宿泊費について、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額を支給することとした。（第 19 条関係）

９　宿泊手当について、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、通常要する費用の額を勘案して知事が定める１夜当たりの定額を支給することとした。（第 19 条の２関係）

10　転居費について、赴任に伴う転居に要する費用（生計同一かつ同居家族の転居に要する費用を含む。）として、転居の実態を勘案して知事が定める方法により算定される額を支給することとした。（第 20 条関係）

11　着後滞在費について、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用として、５夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給することとした。（第 21 条関係）

12　家族移転費について、赴任に伴う生計同一かつ同居家族の移転に要する費用として、家族１人ごとに、職員がその移転をするものとして

算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、旅行諸費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額を支給することとした。（第 22 条関係）

13　宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について７、８及び 10～12 により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とすることとした。（第 28 条関係）

14　会計管理者等は、旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならないこととした。（第 30 条の２関係）

15　知事は、この条例の適正な執行を確保するため特に必要があると認めるときは、旅行命令権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができることとした。（第 30 条の３関係）

16　その他所要の改正を行うこととした。

17　この条例は、規則で定める日から施行することとした。

18　所要の経過措置を定めることとした。

19　佐賀県議会の公聴会参加者等に対する実費弁償支給条例ほか２条例について、所要の改正を行うこととした。

○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第５号）

１　生理休暇の名称を、フェムケア休暇に改めることとした。（第 15 条関係）

２　女子職員及び男子職員の呼称を、それぞれ女性職員及び男性職員に改めることとした。（第 15 条～第 19 条及び第 21 条関係）

３　この条例は、令和８年４月１日から施行することとした。

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第６号）

１　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定に基づく輸出証明書を交付する事務に係る手数料の額を定めることとした。（別表第１関係）

２　その他所要の改正を行うこととした。

３　この条例は、令和８年４月１日から施行することとした。ただし、２については、公布の日又は令和８年５月１日から施行することとした。

○地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例（条例第７号）

１　この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第６条に規定する同意基本計画において定められた促進区域内において、対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者に対し、地方税法第６条第１項の規定により県税の課税免除をすることに関し必要な事項を定めることとした。（第１条関係）

２　不動産取得税及び固定資産税の課税を次のとおり免除することができることとした。（第３条関係）

税目	免除する税額	免除する期間

不動産取得税	対象期間内に、対象施設設置者について、対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する税額	取得の時
固定資産税	対象施設設置者について、対象施設の用に供する構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）で同意日以後に取得したものに対して課する税額	最初に固定資産税が課されることとなる年度以降３箇年度

３　課税免除の申請手続及び適用除外並びに佐賀県行政手続条例の適用除外について定めることとした。（第４条～第６条関係）
４　その他所要の事項について定めることとした。
５　この条例は、令和８年４月１日から施行することとした。

○佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第８号）
１　農地法に基づく農地転用許可等の事務を小城市に移譲することとした。（第２条関係）
２　農地法に基づく農地転用許可等の移譲事務に、違反転用者等が命令に従わなかったときの公表を追加することとした。（第２条関係）
３　その他所要の改正を行うこととした。
４　この条例は、令和８年４月１日から施行することとした。ただし、３については、公布の日から施行することとした。

○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（条例第９号）
１　住民基本台帳法の改正に伴い、知事が都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務から、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に関する事務等を削ることとした。（別表第２関係）
２　住民基本台帳法の改正に伴い、知事が都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする知事以外の執行機関から、監査委員を削ることとした。（別表第３関係）
３　その他所要の改正を行うこととした。
４　この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第 10 号）
１　条例の題名を佐賀県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例に改めることとした。（題名関係）
２　条例の目的に、情報通信技術の活用により県民生活の向上等に寄与することを加えることとした。（第１条関係）
３　他の条例等において申請等に際して添付することが規定されている規則で定める書面等について、県の機関が、規則で定める措置により当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととした。（第７条関係）

４　その他所要の改正を行うこととした。
５　この条例は、令和８年４月１日から施行することとした。
６　佐賀県県税条例ほか２条例について所要の改正を行うこととした。

○佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第 11 号）

１　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、準法定事務が新たに創設されたことを踏まえ、個人番号を利用できる事務から、次に掲げる事務で規則で定めるものを削除することとした。（別表第１関係）
(1)　生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務
(2)　ウイルス性肝炎の患者に対する治療に要する費用の助成に関する事務
２　この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県立学校職員及び佐賀県市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第 12 号）

１　県立学校職員の定数を 3,200 人に増員することとした。（第３条関係）
２　この条例は、令和８年４月１日から施行することとした。

○佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（条例第 13 号）

１　指導改善研修被認定者に係る佐賀県職員の退職手当に関する条例及びこれに基づく規則その他の規程の規定の適用については、その者が指導改善研修被認定者でないと仮定した場合におけるその者の受けるべき教職調整額は、給料とみなすこととした。（第４条関係）
２　その他所要の改正を行うこととした。
３　この条例は、令和８年４月１日から施行することとした。

○佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例（条例第 14 号）

１　この条例は、廃棄物の処理に関し、県、市町、事業者、産業廃棄物処理業者等、県民及び関係住民の責務を明らかにするとともに、廃棄物の処理施設の設置及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前の手続その他必要な事項を定めることにより、地域住民の理解の下に廃棄物の処理に必要な施設を確保し、及び廃棄物の適正な処理を目指し、もって、現在及び将来の県内産業の発展並びに県民の生活環境の保全に寄与することを目的とすることとした。（第１条関係）
２　この条例で使用する用語の定義について定めることとした。（第２条関係）
３　県、市町、事業者、産業廃棄物処理業者等、県民及び関係住民の責務を定めることとした。（第３条～第８条関係）
４　県内において生じた産業廃棄物を県内で適正に処理するよう努めなければならないこととした。（第９条関係）
５　産業廃棄物処理施設の設置等の許可を受けようとする者（以下「許可申請予定者」という。）は、あらかじめ知事に協議しなければならないこととするとともに、関係住民に対する説明会の開催、知事による関係市町長への意見聴取等必要な事項を定めることとした。（第 10 条～第 12 条関係）
６　産業廃棄物処理施設の設置等の許可の申請をした者は、関係住民に対する説明会を開催しなければならないこととするとともに、必要な事項を定めることとした。（第 14 条関係）

7　知事は、産業廃棄物処理施設の設置等の許可をする場合においては、関係市町長に意見を聴くこととするとともに、関係市町長は、随時、知事に対して産業廃棄物処理施設の設置等に関し意見書を提出することができることとした。（第15条及び第16条関係）
8　知事は、許可申請予定者等に対し、協議の実施、関係住民に対する説明会の開催等を講ずるよう勧告することができることとした。（第18条関係）
9　一般廃棄物処理施設については、４から７までの規定を準用することとした。（第19条関係）
10　県外排出事業者及び産業廃棄物処理業者は、あらかじめ協議又は届け出に係る手続を経た場合において、知事が生活環境の保全上の支障がなく、かつ、やむを得ない理由があると認めるときを除き、県の区域において県外産業廃棄物を処理してはならないこととした。（第20条関係）
11　県外排出事業者は、県外産業廃棄物を県内で処理するために搬入しようとするときは、あらかじめ知事に協議又は届出をしなければならないこととし、当該協議等の内容の遵守、県内搬入に係る報告等必要な事項を定めることとした。（第21条～第25条関係）
12　知事は、県外排出事業者又は県外産業廃棄物の処理を行う産業廃棄物処理業者に対し、県外産業廃棄物の搬入の中止、搬入方法の変更その他必要な措置を講ずるよう勧告することができることとした。（第26条関係）
13　知事は、県民の生活環境の保全のため、産業廃棄物処理施設等からの排出水について調査し、公表することとした。（第27条関係）
14　知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者及び許可申請予定者に対し、必要な報告を求め、又はその職員にこれらの者の土地、事業場その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類等を検査させることができることとした。（第28条関係）
15　知事は、勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、当該勧告の内容等を公表することができることとした。（第29条関係）
16　罰則について定めることとした。（第31条関係）
17　その他所要の事項について定めることとした。
18　この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、14から16までは令和８年６月１日から、10から12までは令和９年４月１日から施行することとした。
19　所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例（条例第15号）
1　子ども・子育て支援納付金納付金基礎額の算定に関する事項について定めることとした。（第13条関係）
2　その他所要の改正を行うこととした。
3　この条例は、令和８年４月１日から施行することとした。
4　所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例（条例第16号）
1　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の改正に伴い、引用条項を改めることとした。（第４条関係）
2　この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（条例第17号）

１　青少年を取り巻く社会環境の変化に対応するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書等の指定に関する規制対象を見直すこととした。（別表関係）
２　その他所要の改正を行うこととした。
３　この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例（条例第 18 号）
１　県が行う工鉱業上の試験のうち、応用試験及び製品設計の区分に係る手数料の額を改めることとした。（第２条関係）
２　この条例は、令和８年４月１日から施行することとした。

○佐賀県企業立地の促進に関する条例を廃止する条例（条例第 19 号）
１　佐賀県企業立地の促進に関する条例は、廃止することとした。
２　この条例は、令和８年４月１日から施行することとした。
３　所要の経過措置を定めることとした。

○国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例（条例第 20 号）
１　国営造成土地改良施設整備事業佐賀中部地区に係る県が徴収する負担金について、徴収率、支払期間及び利率を定めることとした。（別表関係）
２　この条例は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例（条例 21 号）
１　この条例は、山の保全に関する基本理念を定め、県、土地所有者等、事業者及び県民の責務又は役割を明らかにすることにより、その保全に関する施策を総合的に推進し、山が有する水源の涵養をはじめとする多面的機能の維持増進を図り、もって山を守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とすることとした。（第１条関係）
２　この条例で使用する用語の定義について定めることとした。（第２条関係）
３　山の保全に関する基本理念を定めることとした。（第３条関係）
４　県、土地所有者等及び事業者の責務並びに県民の役割を定めることとした。（第４条～第７条関係）
５　県と市町との連携等について定めることとした。（第８条関係）
６　知事は、山が有する多面的機能の維持増進のために適正な土地利用を図る必要があると認める区域を、山の保全区域として指定することができることとした。（第９条第１項関係）
７　知事は、山の保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、当該公告の日から起算して 14 日を経過する日までの間、指定に係る区域の案を公衆の縦覧に供しなければならないこととした。（第９条第３項関係）
８　指定に係る区域内に存する土地について、土地所有権等を有する者及び指定に直接の利害関係を有する者は、縦覧期間の満了の日までに、指定に係る区域の案について、知事に意見書を提出することができることとした。（第９条第４項関係）
９　知事は、山の保全区域の指定をするときは、その旨及び指定に係る区域を告示しなければならないこととし、指定は当該告示によってそ

の効力を生ずることとした。（第９条第５項及び第６項関係）
10　土地所有者等は、山の保全区域内に存する土地について土地所有権等の移転又は設定をする契約（予約を含む。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の 40 日前までに、当該土地が所在する市町の長（以下「関係市町長」という。）を経由して、知事に届け出なければならないこととした。（第 10 条第１項関係）
11　関係市町長は、10 による届出があったときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の 26 日前までに、山の保全のために必要な情報を付して知事に送付することとした。（第 11 条関係）
12　知事は、10 による届出があった場合において、当該届出をした者に対し、当該届出に係る土地の利用目的その他必要な事項に関し、助言をすることができることとし、当該届出をした者は、当該届出に係る土地所有権等の移転又は設定を受けようとする者に対して、当該助言の内容を伝達しなければならないこととした。（第 12 条第１項及び第２項関係）
13　知事は、この条例の施行に必要な限度において、10 による届出をした者に対し、当該届出に係る土地の利用目的その他必要な事項に関し、報告又は資料の提出を求めることができることとし、その職員に、当該届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が山の保全に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができることとした。（第 13 条第１項及び第２項関係）
14　知事は、10 による届出を行わない者等に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができることとした。（第 14 条関係）
15　知事は、14 による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨及び当該内容を公表することができることとした。（第 15 条関係）
16　関係市町長を経由しない届出の特例について定めることとした。（第 16 条関係）
17　罰則について定めることとした。（第 17 条関係）
18　その他所要の事項について定めることとした。
19　この条例は、令和８年４月１日から施行することとした。ただし、10 から 17 までは令和８年 10 月１日から施行することとした。
20　所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県国土利用計画審議会の組織及び運営に関する条例及び佐賀県土地利用審査会の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例（条例第 22 号）

１　佐賀県国土利用計画審議会の組織及び運営に関する条例の一部改正関係
　佐賀県国土利用計画審議会の庶務を佐賀県政策部において処理することとした。（条例第１条の規定による改正後の第７条関係）
２　佐賀県土地利用審査会の組織及び運営に関する条例の一部改正関係
　佐賀県土地利用審査会の庶務を佐賀県政策部において処理することとした。（条例第２条の規定による改正後の第５条関係）
３　この条例は、令和８年４月１日から施行することとした。